

お 知 ら せ

八戸都市計画道路事業三・五・一号沼館三日町線、三・四・二号本八戸駅南線及び七・七・八号柏崎一丁目線 について、平成２３年３月１１日付けで都市計画事業の認可の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第２８条の２の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

１ 事業の認可の告示があった土地

青森県八戸市大字内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、大字堀端町、大字番町、大字三日町、大字八日町及び柏崎一丁目地内

２ 土地価格の固定について

前記１の土地については、事業の認可の告示があった日をもって土地価格が固定されることになります。

３ 関係人の制限について

事業の認可の告示のあった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承諾した方を除き関係人に含まれないことになります。

４ 損失補償の制限について

事業の認可の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

５ 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

６ 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。

この補償金の支払い請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

７ 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。

８ パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県三八地域県民局地域整備部用地課又は八戸市建設部道路建設課にお越しいただければ配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先まで御照会ください。

起業者の名称	青 森 県
連 絡 先	青森県三八地域県民局地域整備部用地課
住 所	〒０３９－１１０１ 青森県八戸市大字尻内町字鴨田７
電 話	０１７８－２７－５２０６（直通）
F A X	０１７８－２７－４７１５